

# 大分県

# 公文書館だより

第 1 号

平成 7 年 11 月



## 地誌提要にみる明治初期の大分県

明治九年（一八七六）二月十八日、大分県は県令（知事）森下景端の責任において、地誌提要と鉾山表を明治政府の修史局に提出しました。写真は、この時に提出した地誌提要の控えです（明治七十二年「進達留」所収）。それ以前、県当局は二月三日付の官省達で政府側から「地誌提要中不明了之廉、朱書之分取調、可呈出旨」を命じられていました。従って、上記の地誌提要は一度中央に提出して、返されたものを手直しして再提出したものであるでしょう。

それによると、当時の大分県の気候、治政、軍事的所屬、学校、地形環境（山嶽・瀑布・暗礁等）が調査の上、紹介されています。県庁舎は大分町（現在の大分市中心部）の府内城趾にあり、町域の戸数は一四〇〇余戸。軍制上の所管においては熊本鎮台に属し、分管が大分川と大野川に挟まれた千歳（現在の大分市千歳）に設立される予定でした。また、学校の設置状況については、明治九年当時、県下に中学校は設置されておらず、三三〇余箇所の公私立小学校がありました。その他、大分郡庄内谷の鋒塔山、玖珠郡日出生村の小河内瀑布、国東郡の富来浦の暗礁などが紹介されています。

その後、同年四月十四日に政府へ提出された地誌提要の追加分によると、高田（現在の豊後高田市）から佐賀関（現在の佐賀関町）に至る県下の主要域の戸数と人口、河川、港湾、島嶼等が書き加えられています。この追加分も含めて、地誌提要は明治初期における大分県の県勢のデータを示す貴重な資料と言えるでしょう。

# 公文書館だよりの発刊にあたって

館長 宮本 高志

大分県に関する歴史資料として重要な公文書等を保存し、その利用を図ることにより本県の学術文化の向上に資するため、平成七年二月に大分県公文書館が開館いたしました。

公文書館としては全国（都道府県レベル）で二十五番目の施設ですが、九州では最初の公文書館として誕生することができました。

開館に至るまでに、県民の皆様をはじめ、各県の先輩館や関係の方々には様々なご尽力をいただき心から感謝申し上げます。

公文書は、行政がその業務を推進する上で作成したり受け取ったりした文書であり、社会の様々な分野にわたる歴史資料としても貴重な文書が多く含まれていますが、これまでは公務の利用が中心であったために、行政上不要になった文書はほとんどが廃棄されておりました。また、十分な広さを持ち、堅牢な専用の保存場所がないため、災害や庁舎の新築移転等により散逸消滅した文書も多くありました。

こうした歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関して、先人の長い、苦闘の保存活動の歴史を経て、昭和六十三年に公文書館法が施行されましたが、大分県公文書館は、この法律の趣旨を受け、条例により設置されたものであります。

過去の公文書はもちろん、現在の資料やこれから発生する歴史的に価値ある文書を系統的に収集・整理するとともに、適切な管理のもとに資料を保存し、公文書を県民共有の財産として末長く後世に伝え、併せて広く一般の研究・学習活動に役立てていくことによりしております。

大分県出身の世界的な建築家磯崎新氏の設計による斬新な建物として、公文書館は新県立図書館、先哲史料館との複合施設としていつでも、だれでも、どこからでも利用のできる「豊の国情報ライブラリー」として建設されています。三館の連携を図りながら様々なニーズに応えうるよう内容の充実にとめてまいります。

公文書館制度は、我が国ではまだまだ歴史が浅く、なじみの薄い施設ですが、開館後七か月間で、約二、五〇〇人の方々が当館の閲覧室を利用いただいております。公文書館に対する関心の深さとその使命の重要性を改めて痛感しております。

本館の所蔵資料や館の業務等を紹介し、公文書館に対する理解や皆様方の利用に役立てていただくために、このたび「大分県公文書館だより」を新たに発刊することといたしました。是非ご一読の上、ご意見等をお聞かせ願えれば幸いです。

大分大学教育学部教授

佐藤 尚子

## 公文書館と私

私は、大分大学教育学部教育学科の教官で、教育史を担当している。近代日本教育史の中で、いま、地方教育史がおもしろい。単に研究しつくされて、地方教育史が残っているというわけではない。それは、見ると聞くとは大違いという言い方をしたらいいのである。近代日本教育史をいろいろ読んできたが、実際にはどう実践されたのか、という段階になると、全然違うのである。地方における教育史の歩みは、実に多様で、またユニークで、これがおもしろいのである。

たとえば、大分県における教員養成史である。昭和十八年に官立大分師範学校となるまで、教員養成は府県の仕事であった。教員養成の中心は、もちろん師範学校である。しかし、師範学校だけでは、急増する教員の需要にはすぐには応えられない。いろいろな方法で教員養成をしていくのであるが、そのひとつに「大分県教育会」の常設講習会がある。師範学校出身者以外が教員免許状を取得するには、教員検定に合格するしかない。その教員検定合格をめざして、常設長期教員講習会を開催したのである。「大分県教育会」というのは県より補助金を給付されていた教育団体である。その教育団体が教員養成に関わるほど、公的な団体になっていたのである。大分県が教育県だからそうなのか、教育県でないからそうなのか。

というわけで、公文書館へしばしば資料閲覧にいきたいのであるが、なかなか時間が無い。でも、あれはいつだったか、ちよつと寄つたときに教員検定に関わる資料目録をすぐに出して頂いて感激した。何せ、私にとっては、公文書館は宝の山である。少しずつ掘っていきたいと思っている。

公文書館利用状況 (H7.2.28~9.30)

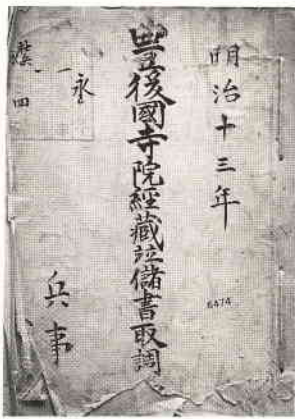
開館日数	148日
閲覧室利用者(一般) (1日平均)	2,522人 17人
閲覧申請(開架資料を除く)	210冊
複写依頼	1,636枚
利用相談	56件
職員公務利用	107件



小 論

寺院の持つ  
神祇関係の書物

大分県公文書館には「豊後国寺院経蔵並儲書取調帳」という史料が架蔵されている。この史料は明治十三年（一八八〇）に成立したもので、大分県が旧豊後国内に所在する寺院の経蔵と蔵書を調査し、その結果を踏まえて作成した一種の総合目録である（写真①）。当館の所蔵する「進達留」という史料によると、明治九年（一八七六）から同十二年（一八七九）にかけて、大分県は管轄域の地誌や藩史（県下の旧藩を対象とする）の編纂、郡別の人口・物産の調査等を行っていたことがわかる。県当局が作成したそれらの調査にかかわる報告書類は、明治初期の県勢のデータを示すものであり、県庁舎において集計・整理の上、明治政府の関係官庁に提出された。おそらく「豊後国寺院経蔵並儲書取調帳」も、そのような作業と連動する形で作成されたのであろう。



写真① 関係簿冊の表紙

調査範囲は東国東郡、西国東郡、大分郡、北海部郡、南海部郡、大野郡、直入

郡、玖珠郡に及び、各郡内の著名寺院が経蔵の有無や蔵書数を報告している。その報告には、調査対象とされた寺院の住職（教導職を兼ねる場合が多い）と檀家総代、さらに寺院所在の町村の戸長等による連名の押印が見られる。蔵書を内国書（日本で著述された教典の注釈書など）、外国書（外来の仏教教典など）に分けて丁寧に書き出した寺院もある（表Ⅰ参照）。なお、調査対象地の中に日田郡が入っていないが、その理由は定かでない。前代の江戸時代を通して日田が天領（幕府直轄地）であったことから、日田郡は旧豊後国域の一郡として認識され難かったのであろうか。

表Ⅰ 寺院の蔵書

寺院	宗 旨	蔵書（蔵書）
新蔵院	天台宗 △聖護院派△	△内国書△ 四度行法、四教義、心経秘建、神祇講式 法華経、仁王般若経、四書、五経
浄流寺	浄土真宗 △本願寺派△	△内国書△ 神代巻、顕浄土真実行信証文類、真宗法要 三部妙典、唐宋八大家文読本
真正寺	浄土真宗 △西派△	△内国書△ 教行信証、日本書紀、古今和歌集註 一代蔵経、詩韻合英

△「豊後国寺院経蔵並儲書取調帳」より作成

ここで当時の寺院が所持していた蔵書の中に、仏教関係の文献に混じり、仏典ではない神祇関係の文献が見受けられる事実注意到しておくたい。東国東郡鬼籠村の浄隆寺の場合は「古訓古事記」、西国東郡高田村の妙寿寺は「旧事本紀」（『先代旧事本紀』であろう）、大野郡市場村の新蔵院は「神祇講式」、大野郡下津尾村の浄流寺は「神代巻」（『古事記』の「神代巻」であろう）、直入郡玉来村の真正寺は「日本書紀」というように、明らかに神道のジャンルに属する書物を所持している（写真②）。ここに、地方自治体の行政調査に対し、寺院が自ら持つ蔵書を公式に回答した中で、仏典以外の神祇関係の文献を所持している、という事実を確認することができる。その事実にはどのような意義が含まれているのであろうか。



写真② 真正寺の蔵書

寺院が神祇関係の文献を持つという一見不可解な現象は、わが国の宗教史を特徴付けた神仏習合の思潮から説明することができよう。神仏習合とは、日本固有の神祇信仰と外来の仏教が接触、混融して独特の行法、儀礼、教義等を生み出した宗教現象を意味する。中国大陸から日本に伝えられた仏教などの外来の宗教・思想が、日本の歴史的・文化的土壌に根付くためには、日本固有の宗教（信仰）である神道を無視するわけにはいかなかった。ここに仏教は神道の側に歩み寄り、『古事記』・『日本書紀』に登場する神々は仏菩薩の仮の姿である、という本地垂迹説を創出する。そうした考え方を通して、仏教はその体内に異文化に当たる神祇思想を取り込み、日本の歴史的土壌への適合を成功させたとみてよい。他方、神道の側も神社の境内に神宮寺を建立したり、社僧に神前読経を行わせるなどの形で、本地垂迹説の隆盛に対応した。そして時代の降下に従い、上記の本地垂迹説における仏本神迹の考え方は神本仏迹のそれへと変貌していったのである（村山修一『本地垂迹』〔吉川弘文館〕を参照のこと）。

神仏相互の協調・補完関係を力説する本地垂迹説が、わが国の歴史的な年輪の中で貴賤の間に浸透してゆく時、個々の村落の寺院においても、信仰のレベルで仏教と神道との相互の融合関係が進行しつつあったと思われる。仏教と神道は、相互に影響し合うことによって自らを活性化させたのである。そう考えれば、寺院による神祇関係の文献の所持という事実は、仏教という外来の思想文化が教義信仰、生活感覚の両面において、日本の風土に溶け込んでいったことを雄弁に物語る現象であると言えよう。

（荒川 良治）

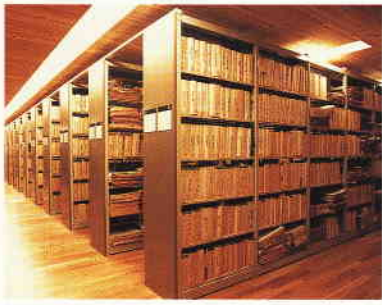
# 所蔵資料

**公文書** 明治四年の廃藩置県で大分県が誕生した以降の公文書（約四万冊）を保存しています。それ以前の文書は、併設の先哲史料館で取り扱っております。現在は知事部局を対象に収集しておりますが、今後教育委員会などの行政委員会の資料も収集する予定です。なお、図書館からの移管文書（これまで独自に収集した公文書）には行政委員会の分も一部含まれています。

**行政資料** 県及び国、市町村等が作成した統計書、計画書等の行政刊行物（約一万三、〇〇〇冊）を保存しています。

なお、大分県報（県の条令、規則等を県民に周知させることを目的に定期的に発行したものは、マイクロフィルム（一〇七リール）で収蔵しています。

**寄贈寄託資料** その他寄贈、寄託文書の主なものは次のとおりです。



- 下北津留村文書 下北津留村（現臼杵市）の明治期文書（一部幕末の臼杵藩文書を含む。）一七五点
- 熊毛村文

書 東国東郡熊毛村（現国見町）の明治期から戦後までの公文書 六、二三五点

- 千歳村大木区文書 千歳村大木区の明治期から昭和期までの区記録等 一三八点
- 松木文庫 前大分県顧問弁護士の高松木武弁護士の所蔵資料。法律書、法律雑誌、一般図書 約七、〇〇〇点（現在目録整備中であり整理後利用できるようになります。）

## 資料の利用方法

公文書館における資料の利用方法は次のとおりです。

なお、貸出しはしておりません。複写サービスは、ご依頼により行っております。（一枚 三〇円）

**公文書**—文書完結後三〇年経過文書を歴史資料としてご利用できます。ただし、プライバシーに関する文書や未整理文書は利用できません。

資料目録によりお求めの文書をさがし、閲覧申請書をカウンターに提出してください。一人一回五冊まで利用できます。（ただし、非公開文書が含まれている簿冊については、その判定に時間を要する場合がありますので、その場で利用できない場合もあります。）

**行政資料**—行政資料の大部分は、一階の閲覧室に開架しておりますので自由にご利用いただけます。

閉架書庫保管分は、閲覧申請をしてください。

その他資料の利用はカウンターにお尋ねください。

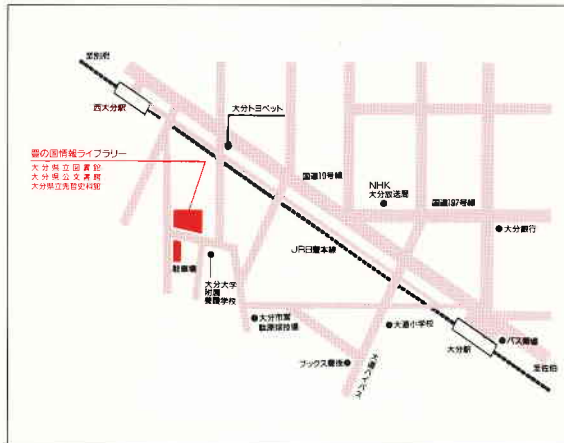
# 利用案内

## 開館時間

火曜日～土曜日 九時～一七時

## 休館日

日曜日、月曜日、国民の祝日、  
年末年始（十二月二十八日～一月四日）  
特別整理期間（年二回、各一〇日以内）



## 交通機関

### バス路線

大分交通/JR大分駅から県立図書館  
館行き（県立図書館・大洲循環線は  
大分バスも運行）

バス停 県立図書館前

JR利用  
大分駅より徒歩二五分  
西大分駅より徒歩一五分

## 編集後記

最近はどうでもなくなつたが、開館当初はタクシーを呼ぶにも「公文書館ですが」というと必ず「公文書館？？」と問返されていた。我が国での公文書館の歴史は浅く、大分県公文書館も県レベルでは、九州で初の施設であるからピンとこないのかもしれない。しかし、最近では戦後の貴重な公文書が発見（公開）されたとの報道にアメリカやロシア等の国立公文書館の名前がよくでてきており、公文書館という名称も大分知られてきているのではないかと思う。因に欧米諸国では、今では図書館、博物館と並ぶ施設として定着しているという。

公文書がその当時の社会の様子を写す貴重な歴史資料であることは、今日では自明の理である。本県では、公文書館設立以前からすでに県立図書館が先駆的に公文書の収集を行っており、この度その移管を受けたおかげで設立当初からかなりの所蔵量を確保できた。こうした先人の努力に感謝するとともに、公文書館の設置を契機にその機能が十分発揮できるよう更なる努力を積み重ねたい。

## 編集・発行

### 大分県公文書館

〒八七〇 大分市大字駄原五八七-1  
TEL 〇九七五 四六八八四〇  
FAX 〇九七五 四六八八四九